

## バス停ネーミングライツ要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宮崎交通のバスを持続可能な公共交通とするとともに、地域で公共交通を支えることを目的として、宮崎交通のバスの運行に協賛する企業や事業所などにバス停留所（以下「バス停」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (ネーミングライツの付与対象)

第2条 ネーミングライツの付与対象となるバス停は、宮崎交通が所管する全ての路線バスのバス停とする。ただし、宮崎交通のバス運行に協賛し、ネーミングライツを取得しようとする企業や事業者など（以下「申込者」という。）の最寄りのバス停に限る。

- 2 前項の最寄りのバス停とは、申込者の所在地より、おおむね100mの区域内バス停。
- 3 同名で上りと下りがあるバス停は、当該上りと下りを合わせて1つのバス停として扱う。
- 4 ネーミングライツの付与対象外バス停については、別表に定める。
- 5 バス停に掲示する文字数は、おおむね12文字以内を目安とする。

### (名称の使用)

第3条 ネーミングライツを付与した名称は、次の各号に掲げるものに使用することができる。

- 2 バス停標識
- 3 車内運賃表示器における当該バス停案内
- 4 車内放送における当該バス停案内（日本語）
- 5 宮崎交通のHP・バスロケーションシステム
- 6 時刻表・路線図
- 7 そのほか宮崎交通の認めるもの

### (ネーミングライツの募集期間)

第4条 ネーミングライツの募集は原則として年1回とする。

- 2 募集期間は、8月1日から11月30日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、募集開始日（8月1日）が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後における最初の休日でない日を募集開始日とする。
- 4 募集終了日（11月30日）が休日に当たるときは、その日後における最初の休日でない日を募集終了日とする。

### (ネーミングライツの付与期間など)

第5条 ネーミングライツを付与した日の属する年度を起算年として付与期間は3年とし、それ以降は申込者が継続の申し込みを行うことで再度延長することができる。

- 2 ネーミングライツの規格、ネーミングライツ料などは、別表に定める。

### (条件)

第6条 命名できる名称は、企業や事業者の名称又はそれに類するものに限る。

- 2 バス停の名称には、次に掲げる要件に該当する名称を用いることはできない。
  - (1) 法令などに違反するもの又はそのおそれのあるもの。
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。
  - (4) 政治性のあるもの。
  - (5) 宗教団体による布教の推進を主たる目的とすると認められるもの。
  - (6) 個人の氏名を広告するもの。
  - (7) 社会問題について主義主張するもの。
  - (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの。
  - (9) 美観、風致を害するおそれのあるもの。
  - (10) 当該名称の内容を、宮崎交通（以下「運行事業者」という。）が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、バス停の名称として妥当でないと認められるもの。

(業種又は事業者の条件)

第7条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者にはネーミングライツを付与しない。

- (1) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により再生手続開始の申立てをした事業者又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により更生手続開始の申立てをした事業者。
- (2) 反社会的行為に係る業種又は事業者。
- (3) 公衆に不快の念を与え、公序良俗に反し、風紀上好ましくないとと思われるもの。
- (4) 宗教団体、また宗教色の強いと思われるもの、極端に政治色の強いと思われるもの。
- (5) 上記以外で当社が不適切と判断したもの。

- 2 ネーミングライツの付与が決定した後に前項各号のいずれかの業種又は事業者には該当することが判明した場合は、当該ネーミングライツの付与の取消しなどを行うものとする。

(申し込み)

第8条 申込者は、次に掲げる事項をもって宮崎交通社長（以下「社長」という。）あてにネーミングライツの取得を宮交バス停ネーミングライツ申込書（様式第1号）で申し込まなければならない。

- (1) 企業又は事業所の名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者及び連絡窓口となる担当者の氏名
- (4) 連絡先
- (5) 営業時間
- (6) 定休日
- (7) 事業者の概要（業種・事業内容など）
- (8) 最寄りのバス停
- (9) 希望する名称

- 2 前項の規定は、ネーミングライツの付与期間の満了後、継続してネーミングライツの付与を希望する場合にも準用する。

(申し込取下げ)

第9条 申込者は、自己の都合により、ネーミングライツ申し込みを取下げることができる。

- 2 前項の規定により申し込みを取下げの場合は、ネーミングライツ付与決定までに宮交バス停ネーミングライツ取下げ届（様式第2号）により社長に申し出なければならない。

(付与の決定)

第10条 社長は、第6条に基づいた申し込みがあった場合は、その内容を審査し、ネーミングライツの付与の可否について決定するものとする。

- 2 社長は、ネーミングライツの付与の可否を決定したときは、その結果を申込者に宮交バス停ネーミングライツ付与可否通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告作成手数料及びネーミングライツ料の納付)

第11条 ネーミングライツの付与決定を受けた者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、社長が指定した期日までに、バス停丸板、音声合成データ、運賃表示機データ作成などのバス停更新費用、バス停標柱名称原状復旧費用や更新手数料などとして広告作成手数料と当該年度分のネーミングライツ料を納付しなければならない。

- 2 納付されたネーミングライツ料は、宮崎交通のバス運行経費やバス停などの整備などに充てるものとする。
- 3 ネーミングライツを継続して付与する場合は、初期費用は請求しない。ただし、更新費は別途請求する。

(同一のバス停に複数の申し込みがあった場合の取扱い)

第12条 同一のバス停に複数の申し込みがあった場合、入札を行う。

- 2 入札では入札書（様式4号）を持参し、会社の代表者ではなく、代理人が入札に参加する場合には委任状（様式5号）を提出すること。
- 3 入札した金額が同額だった場合は、くじにより落札者を決定し、ネーミングライツの付与するものとする。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第13条 ネーミングライツパートナーは、バス停の名称に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 ネーミングライツパートナーは、バス停の名称の内容などが第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容などに係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを社長に対して保証するものとする。
- 3 ネーミングライツパートナーは、バス停の名称の掲載により宮崎交通及び第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決することとする。
- 4 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツを取得した対象バス停の善良な維持管理に協力すること。

(付与取消し)

第14条 社長は、ネーミングライツパートナーが初期費用及びネーミングライツ料を納付しないとき、バス停の名称が各種法令及びこの要綱に違反していると判断されるとき、その他ネーミングライツの付与が適当でないと判断されるときは、ネーミングライツの付与決定を宮交バス停ネーミングライツ取消通知書(様式第6号)で取消することができる。

- 2 前項の規定により付与取消された場合、別途原状回復費用を納付しなければならない。

(付与辞退)

第15条 ネーミングライツパートナーは、自己の都合により、ネーミングライツ申し込みを辞退することができる。

- 2 前項の規定によりネーミングライツを辞退しようとする場合、3ヶ月前までに宮交バス停ネーミングライツ辞退届(様式第7号)により社長に申し出なければならない。
- 3 前項第1条の規定により、ネーミングライツ申し込みを辞退する場合、別途原状回復費用を納付しなければならない。

(ネーミングライツ料の返還)

第16条 ネーミングライツパートナーの責に帰すべき理由により第12条の規定に基づいてネーミングライツの付与の決定を取消したとき又は前条の規定によりネーミングライツを辞退したときは、納付済みのネーミングライツ料を返還しない。

- 2 ネーミングライツパートナーの責に帰さない理由により、ネーミングライツの付与の決定を取消したときは、納付済みのネーミングライツ料の全部又は一部を返還するものとする。
- 3 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間(1月に満たないときは1月とする。)分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

(所 管)

本要綱は、広告宣伝部の所管とする。

(改 廃)

本規要綱の改廃は、バス事業担当役員が行う。

(実 施)

この要綱は、2025年10月27日から実施する。

(改 定)

この要綱は、2026年4月1日から改定する。

別 表 (第2条関係)

NO	対象外施設	備 考
1	駅	宮崎駅、南宮崎駅前など
2	空港	宮崎空港
3	港	宮崎港フェリーターミナルなど
4	公共施設	公民館、スポーツ施設、交流センター、博物館など
5	行政施設	国、県、市、町の庁舎、警察署、消防署、裁判所など
6	学校	大学、高校、中学校、小学校など
7	国立病院、公的病院、大学病院	国、県、市、町営病院、大学病院など
8	始発、路線名、行先、経由地のバス停	宮交シティ、富吉車庫、上西中など
9	宮崎交通がランドマークとして既に定着しているとみとめるもの	バス停ネーミングライツ委員会で判断
10	バス停ネーミングライツを契約しているバス停	カリーノ宮崎前、長友総研（松山1丁目）、名越内科前（権現昔）、塩川産業前（下村角）、ファミリーユ大塚前（乱橋）、ファミリーユ吉村前（曾師）

別 表 (第4条関係)

規 格	ゴールド … 平日1日当たりの乗降数が251～ シルバー … 平日1日当たりの乗降数が 81～250 ブロンズ … 平日1日当たりの乗降数が ~80
ネーミングライツ料	ゴールド … 年額924,000円（税込・税抜価格840,000円） シルバー … 年額792,000円（税込・税抜価格720,000円） ブロンズ … 年額660,000円（税込・税抜価格600,000円）
広告作成手数料	ゴールド … 440,000円（税込・税抜価格400,000円） シルバー … 330,000円（税込・税抜価格300,000円） ブロンズ … 220,000円（税込・税抜価格200,000円）
更新費	110,000円（税込・税抜価格100,000円）